

經濟論叢

第九十三卷 第三號

現代日本の階級構成……………	大橋隆憲	1
経済学史の現段階……………	出口勇蔵	19
工場内賃金構造の形成とその論理(一)……………	菊池光造	38
生産点における 『合同機械工組合』の機能(二)……………	熊沢誠	52

昭和三十九年三月

京 都 大 學 經 濟 學 會

現代日本の階級構成

——その統計による研究のために——

大橋 隆 憲

まえがき

一、現代社会学の階層論の意義と性格（以上本号）

二、マルクス主義階級論と修正主義階級論

三、階級の理論的規定と技術的規定

四、現代日本の階級構成

五、階級構成変化の方向

むすび

まえがき

一九六四年八月、北京において、中国科学技術協会と世界科学者連盟北京センターの共同主催で、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、大洋州地域の諸国の科学者が集って、「北京科学シンポジウム」を開くこととなった。その準備会コミュニケ（一九六三年九月）には、「会議出席者の圧倒的多数は、帝国主義と植民地主義が、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ地域の科学文化の立ちおくれの主要な根源であり、民族解放運動の主要な障害であり、

世界平和にとって重大な脅威であることを認めた。科学者の社会的責任にかんがみ、会議出席者の圧倒的多数は、科学者が民族独立をかちとり擁護することに努力しなければ、これらの地域の科学事業は発展できないことを認め「(準備会議コミュケ)としてゐる。

このシンポジウムの基本精神は、世界科学者連盟の「科学者憲章」の精神を、国際社会において抑圧され収奪されてゐる諸民族の科学者の立場において明確化したものである、と考えられる。ところが日本は周知のごとく、敗戦前は国際社会において、帝国主義と植民地主義の側にあり、その国民社会は、皇族を頂点に未解放部落民と朝鮮人を底辺にもつ、抑圧と収奪の体制であつた。敗戦後における日本の国際社会における位置は変化したが、皇族を頂点とし未解放部落民と朝鮮人を底辺とするその差別構造は、本質的には変化してゐない側面をもつてゐる。

本稿の目的とするところは、現代日本の階級構成の統計による研究であるが、日本社会の底にある、六千の部落に散在して身分的差別をうけ、非人間的な貧窮と屈辱に耐えている三百万の未解放部落民と、民族のおよび政治的な二重の差別の下に、その八〇%が半失業ないし失業状態にある六〇万の在日朝鮮人の存在を前提としてゐる。

人間社会における階級分化の発生は、紀元前四千―五千年とされてゐるが、周知のごとく階級社会そのものの現実的隆止の端初は、一九一七年のロシア革命によつて開始された。以来、労働者階級が国家権力をにぎつて意識的に無階級社会を目ざしてゐる社会主義的国家群は、一九六四年の現在、ユーゴスラビア連邦人民共和国を除いて一三ヶ国、その人口は世界人口の約三分の一を占める一〇億人を越えるに至つた。

日本においては農業が確実にはじまり、階級分化が生じたのは紀元前二百―三百年とされてゐるが、その階級対立の性格、形態、変化は日本史家にゆずり、本稿では一九六〇年代を中心として、現代日本の階級構成の性格、形

態、変化の方向、を考察することにした。

現代日本の諸階級の具体的存在形態の研究は、私見によれば、政治経済学の重要研究課題の一つであるが、経済学は一般に矮小化し、農業経済学で、農民層分解の問題が重要視されているにすぎず、資本主義社会の基本的階級である資本家階級と労働者階級の具体的存在形態は、経済学の重要課題から一般にはずされておらず、もっぱら「社会学」の階級的搾取関係を無視した階級論にまかせきりで、日本経済の高度成長を背景とした大衆社会論や新中間層肥大化論の流行をみるに至っている。しかもこの階級的搾取関係を無視する近代主義的階級論が、一九六四年度から実施される高等学校の「倫理・社会」検定済教科書のすべてにおいて宣伝されているのである。

なお注目すべきは一九六四年四月五日から東京において、尾高邦雄氏を中心として開かれる「東南アジアにおける階級構造と階級移動」をテーマとする国際シンポジウムがある。これは国際社会学会連合の調査に、アジア・アフリカ・ラテンアメリカが抜けておちているので、その穴をうめるための第一歩であるという。われわれはこのシンポジウムの性格と役割を明らかにせねばならぬが、その出ずであるう報告書のみてからのこととした。

近代主義的社会的階級論はたしかに高度資本主義社会の表面的な現象整理は巧みであるが、階級的搾取関係の本質をぼやかし、誤った社会観に導き易い。政治経済学の研究者が、社会階級の具体的存在形態とその動向を、その本質的關係から解明することを軽視ないし放棄しているかぎり、近代主義的階級論がはびこることは当然と考えられる。このような状態を放置しておいてよいのか、というのが本稿の問題意識である。

とくに来るべき一九七〇年の日米安保条約の「存続」または「破棄」を前にして、日本の諸階級、諸階層がいかなる現状認識の下に、いかなる動向を示しつつあるか、そしてそれを強く規定する経済的基礎条件はどのようなも

のであり、また、それはいかに変わりつつあるか、これらの事項をできるかぎりその本質的關係から明確にしておくことは、政治経済学研究者の当面の重要課題の一つである、と考える。

一、現代社会学の階層論の意義と性格

社会学史のしめすところによれば、社会学はマルクスの史的唯物論の形成と同じ時期に、マルクスとは異つた立場と観点で、市民社会の再組織の理論として構成されてきた。史的唯物論も社会学も、市民社会を、経済的な富力、政治的な権力、社会的な威信、の三点にかんして、それぞれ社会的地位の異つた人間集団が上下の關係でピラミッド型の層を成している、つまり「社会的不平等のピラミッド体系」である、との感性的認識から出発している。

周知のごとく日本の社会学界は戦前にもつぱらヨーロッパ（主として独逸）社会学を輸入していたが、敗戦後の日本の社会学界は、他の諸領域と同じく、主要輸入先をアメリカに転換した。アメリカ社会学界の主流はプラグマティズムの思想的伝統のもとに、現存支配体制を根底から批判せんとする方向とは逆に、産業や政治などのあらゆる部門の支配層に奉仕することを誇りとし、その支配・管理に直接的に役立つ知識を提供することを目的としている。そしてその研究も一般に、個別的具体的な問題の実証的な研究領域で成果をあげてきた。もちろん蓄積された個別的な実証的諸研究を理論的に体系化する方向や、現存支配体制を批判する方向もないではないが、アメリカ社会学界の主流の基本方向は、全般的危機の下での現存支配体制への奉仕と弁護にある、とみることができよう。このように卑俗化された社会学が日本に輸入されて更に卑俗化される昨今の事態には注目を要しよう。

本稿に直接に關係をもつ事項は、アメリカ社会学での社会階層論であるが、これについては既に、野崎治男氏の

「階級概念の論理的性格」(一)アメリカの社会階級理論におけるカテゴリー論と連読論の論争を中心として、(二)記述的カテゴリーと分析的カテゴリー、「成層の普遍的必然性にかんする機能理論の抽象性——K・デーヴィスの成層理論における若干の問題⁶⁾」などの紹介と批判があるので、ここでは、日本におけるその受け入れ方、とくに一九六四年度から高等学校で使用される「倫理・社会」の教科書における社会階級論の意義と性格をみる。

周知のごとく日本は一九四五年八月「ポツダム宣言」を受諾し、連合国の保障占領下で、教育制度の大きな改革をうけた。その基本となるものは、軍国主義のおよび極端な国家主義的イデオロギーの普及を禁止する一九四五年一〇月二二日付の連合国最高司令官総司令部の日本政府宛指令「日本教育制度ニ関スル管理政策ニ関スル件⁷⁾」であるが、本稿に直接関係をもつものは同年一二月三十一日の総司令部の日本政府宛指令「修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件⁸⁾」である。地理は一九四六年六月の覚書「地理科再開ニツイテ」により、日本歴史は同年十月の覚書「日本歴史ノ授業再開ニツイテ」によって、それぞれ占領期間中に復活した。ところが「修身」教育は占領期について復活しえなかつたが、日本の支配層は服従道徳を国民大衆に植えつけることをあきらめてはいなかつた。

たとえば占領終期に近い一九五一年十一月に、天野文相は「教育勅語」にかわるものとして「国民道徳要綱」の試案を出し、天皇を道徳の中心に据えようとした。しかしこのような復古的形態での道徳教育は世論の反対をうけ実現しえなかつた。それにもかかわらず「天皇の重さを増し、これと愛国心とを結びつけて教育価値の中心部に据えようとする考え方は、吉田首相や岡野、大蓬、清瀬など、その後の歴代文相のことばにくり返される⁹⁾」のであるが、ついに岸内閣は一九五七年十一月に文部省教育課程審議会をして「道徳教育の時間を特設する」との結論を出させた。そして文部省は翌一九五八年に「小学校、中学校『道徳』実施要綱」と「学習指導要領道徳編」を出すに

いたった。なお一九六四年三月には、「道徳教育教師用指導資料」約七〇万部を全国に配布した。

次は高等学校での「修身」つまり「道徳教育」であるが、それは一九六〇年三月の教育課程審議会の答申にもとづき、結局は「倫理・社会」を特設することに成功した。一九六一年四月に出された文部省の「高等学校学習指導要領解説・社会編」の「倫理・社会」の項では次のごとく述べられている。「教育基本法第一条は、……一言で表わせば、道徳性を高めるといふ点にあることは明らかである」（二、ページ）との解釈の下に、従前の「社会」では「倫理的領域はまったく指導されないままに終るような例も少なくなかったので、その点の是正を図る必要があった」（三、ページ）とし、「従前の『社会』の形態のままに道徳教育をいっそう強化することになれば、政治や経済についての学習が倫理的色彩にあまりに染まりすぎるといふおそれもあり、むしろ『倫理・社会』とは一応切り放した形態で政治や経済について学習させたほうが、そのねらいを達成させやすい」（三、ページ）と述べられている。その「ねらい」は個人の絶対的自由を主張するブルジョア個人主義思想の宣伝にはかならぬ。

本稿に直接関係するのは高校教科書「倫理・社会」の「心理学的領域」や「倫理学的領域」の問題ではなく、「社会学的領域」の問題であるが、「学習指導要領」では、(一)「倫理・社会」の目標の最後の項で「現代社会について科学的、合理的に理解させるとともに、そこにおける人間関係のあり方について考えさせ、人間や社会や文化の問題について、これを建設的に解決していこうとする態度とそれに必要な努力を養う」（一九五ページ）ことにあるとし、(二)「現代社会と人間関係」の内容の項では、「現代社会を客観的に理解させるとともに、そこにおける人間関係のあり方について考えさせ、民主主義の倫理をおのおのの集団生活において具体的に実践することが、われわれの課題であることを理解させる」（一九六ページ）としている。

第1表 有業者の階層構成

各階層の構成員の比率の変化 (日本経済統計表1961年版)	1930年 (昭和5)	1955年 (昭和30)
A 支配層	(1.2)	(1.9)
1. 法人経営者	1.1	1.6
2. 高級官吏	0.1	0.3
B 旧中間層	(31.4)	(24.1)
3. 個人業主	30.6	23.4
4. 独立の特殊技能者 (自由業者)	0.8	0.7
C 新中間層	(7.2)	(13.5)
5. 被雇用の技術者・知識層 (官公庁職員・技術者・民間事務職員・ 医療関係者・教員・芸術家など)	6.2	12.7
6. 警官・軍人・消防夫など	1.0	0.8
D 労働者層	(60.2)	(60.5)
7. 生産労働者 (農林漁業・鉱業・建設業および 単純労働者・運輸通信公益事業)	49.8	50.1
8. 商品販売員	4.9	6.2
9. サービス従業者	5.5	4.2
計 (%)	(100.0)	(100.0)

右のような文部省の「高等学校学習指導要領」に基づいて、一九六三年に文部省の検定を通過した「倫理・社会」の教科書は十六種である。これらが一九六四年四月から、「政治・経済」の学習(高校第三学年配当)にさき立って、高校第二学年の授業に使用されることになっている。問題はこれらの教科書の内容が、はたして「現代社会を客観的に理解させる」ものであるかどうか、ということにある。

文部省の「学習指導要領」は「現代社会の特質と文化」の項では「中間層の拡大、組織の巨大化、マスコミ・ケーシヨンなど、大衆社会の諸問題を含めて取り扱う」(一九六ページ)と指示している。したがって教科書が文部

省の検定を通過するためには、この項では「階級社会論」の観点ではなく、「大衆社会論」の観点で問題をあつかわざるをえないことになる。

いまここに「中間層の拡大」について十六種の検定教科書を見るに、その資料として日本統計研究所編「日本経済統計集」(一九五八年刊)の第一三五表・「階級構成とその変化」(有業人口の構成)を直接的に利用した教科書が五種ある。しかもその何れもが原資料の用語である「階級」を「階層」の用語におきかえている。ここでは原資料の形式に比較的近く、かつわかり易い「検定番号10」

(一五三ページ)の表をそのままあげておく。それは第一表のごとくである。

このおきかえと関連して「検定番号5」は正當にも次のごとき「註」をつけている。すなはち「階層(statum)と階級(class)はかならずしも同じ意味を持っていない。階級の場合には支配・従属の關係が問題とされるが、階層の場合には、何らかの具体的基準(職業・収入・生活水準・教育・意識)によつて、社会的地位の高低を量的に測的しようという試みが中心になる。以下の叙述では、具体的基準による量的測定が中心になるので、主として中間(階)層という表現が用いられる」(一五七ページ)と。ここでは一応右の弁解を認めることとして、これらの教科書が「中間層の拡大」の項で何を主張しているかをみておくこととしよう。

(一)第一に主張していることは、マルクス主義階級論は既に古くなり、現代の現實にはあてはまらぬ、ということである。「検定番号5」の教科書は次のごとく書いている。「初期のマルクス主義の階級論では、資本主義的な生産手段をもっているかどうか、社会における階級を区分する基準になり、そこから生産手段を持つ資本家階級(ブルジョアジー)と、いつさいの生産手段を欠く労働者階級(プロレタリアート)に区分されるとともに、これらの中間には、自作農・手工業・小商人などを含む、いわゆる中間階級があげられていた。そして、マルクス主義の立場からは、こうした中間階級は過渡的な現象なのであつて、資本主義經濟の發展につれてしだいに衰滅し、社会における階級は、すべて資本家階級と労働者階級の二つに大きくわかれて行く、と説かれていた。

もちろんこの主張は、自作農・手工業者・小商人など、旧中間階級にたいしてはある程度あてはまるかもしれない。しかし、現實には、一般事務員・専門的職業者・管理的職業者などのいわゆるホワイトカラーが、新中間層として、しだいにその数を増していく事実が認められる」(一五七―八ページ)と。

右のごとくマルクス主義階級論は旧中間層の動向については「ある程度あてはまるかもしれない」が、現在の新中間層の拡大という事実は、マルクス主義階級論の破綻を示めすものだ、と主張しようとしている。この点を最も明確に述べている教科書（検定番号13）は次のごとく書いている。

「マルクス主義の理論によれば、封建社会が崩壊して近世市民社会が成立すると、階級対立が単純化し、社会は直接に対立する二大階級、すなわちブルジョア階級とプロレタリア階級の二大陣営に分裂することになり、さらにまた、資本主義経済の発展にもなつて、両陣営の中間に存在する階級は没落の一途をたどり、社会は窮乏化してゆく無産のプロレタリアートと、ひと握りのブルジョアジーとの、激しい対立に追いこまれてゆくものであるとされている。しかし実際は、資本主義経済は、そのような公式のとおりには進行していかないように見える。ひと握りのブルジョアジーと多数のプロレタリアートとの中間には、資本家でもなく、雇用労働者でもない、対立する二大陣営のいずれにも属することのない、第三の中間の層がいつまでも存在しつづけ、しかもこの中間層は没落してゆくどころか、漸次増大の傾向をさえ示しているのである」（一六九ページ）と。

右のごとく「中間層の拡大」の項でマルクス主義階級論を直接的に名ざして攻撃するもの（検定番号、5, 9, 12, 13）もあるが、名ざさなくとも、内容的には何れの教科書も「新中間層の拡大」の意義を、マルクス主義階級論の修正または否定の方向で強調していることが特徴である。しかもそれらが、マルクス主義階級論を歪曲した理解の上に立つものであることは、たとえばかつて黒川俊雄「新中間層の諸問題」¹⁰⁾が指摘している諸点からも明白である。

(二)第二の特徴的な点は、新中間層は労働者階級に属さない、または独自の社会的地位を占めている、ということを強調しようとしている点である。たとえば「検定番号5」の教科書は次のごとく書いている。「これらの新中間

層は、生産手段を持たない点では資本家階級ではなく、他方また生産的労働に直接従事していない点では労働者階級にも属さない（一五八ページ）と。このように労働者階級を物的生産労働に直接的に従事する者だけを労働者階級に狭く限定して、新中間層を労働者階級に属さない、と明言している教科書（検定番号、1, 5, 13）もあるが、多くは新中間層の独自の役割を強調している。

その独自性の強調の仕方はいろいろであるが、たとえば「検定番号14」の教科書は、次のように「新中間層を理想的な社会人」として画いている。すなはち「今日の社会では、理想的な社会人のあり方を考えるとき、健全な新中間層の人々がモデルとしてあげられる。そして、現在では、一般労働者も、農民も、仕事の能率化や生活水準の向上がめざましく、国民の多数の生活様式や意識が接近し、新中間層のものに標準化されつつある」（一四七ページ）と。そして「検定番号10」の教科書は「われわれも、やがて新中間層の一員となるかも知れない。その日のために、これからの新中間層はどうあるべきか、またそれが、民主社会の発展のために受け持つ役割は、どんなものであるかについて真剣に考えてみよう」（一五五ページ）と結んでいる。

ところで「検定番号13」の教科書は、労働者階級と新中間層を「大衆」と規定する（一七二ページ）のであるが、「この大衆としての性格を典型的に表わしているのが、ホワイトカラー層なのである。かれらはブルジョアの陣営にも、プロレタリアの陣営にも属さない中間の階層だから、階級的偏見なしに、社会の問題に対して比較的公正な判断のできる長所をもっており、また数の上から云っても、そうとうの社会的・政治勢力を持つはずであるから、現代におけるその責任は重大であると言わねばならない」（一七二ページ）と書いている。右のごとくかなり多くの教科書（検定番号、2, 7, 10, 11, 13, 14, 15）は、自覚した新中間層が社会を安定せしめる勢力だ、とみている。

このように「健全な新中間層」を強調し、その階級的・革命的側面を除去しようとしている。

なお新中間層の動搖的な不安定性も認めざるを得ないのであるが、ともかくにも労働者階級の團結の方向に言及しているのは「倫・社」教科書で最高の出版部数をもつと云われている「検定番号12」の教科書である。すなわち「新中間層の大部分をしめるサラリーマンは、従業上の地位についていえば賃銀労働者とまったく同格であり、最近では収入額も接近してきたので、この両者は資本家や経営者に対して共同戦線をはり、労働組合の組織のなかで協力しあっている例が多い」（二四ページ）と指摘している。しかしこの方向は、それにつづいてただちに打ち消される。すなわち「しかし他面では、新中間層のほうが学歴水準が高く、従事している精神的労働は肉体的労働よりも格式が高いと考える習性も残っており、管理職や経営者層への昇進の可能性も多いなどの理由で、この両者は労働組合活動で対立意識をもつことがある。さらに、新中間階級が政治的に比較的穩健な立場をとり、国民のなかの安定要素の一つになっている点もみのがせない」（二四ページ）と指摘しながら、その差別と分裂の克服の方向は無視する。とにかく階級所屬を固定的にはなく、新中間層の資本家階級側と労働者階級側への動搖、移行に言及している教科書（検定番号、1, 3, 4, 6, 9, 12）もあるが、いづれの教科書も一般に、新中間層の独自のな性格や特徴を強調することによって、大衆社会論を福祉国家論ないし民主社会主義論へ接合しようとする傾向（たとえば、検定番号5の一六二ページ）が特徴的である。

③第二の特徴的な点は、もっぱら生産力の技術構造の側面からだけ社会現象がみられ、生産関係の側面が無視ないし軽視されていることである。たとえば「検定番号5」の教科書は次のごとく書いている。

「中間層の拡大は、ソ連のような社会主義の経済体制をとる国においても、高度な技術的発達とともに、当然予

(1955年・国富調査結査より算出)

(単位・億円)

現代日本の階級構成

第九十三卷 一六六 第三号

一一二

合 計	私 人 企 業				非営利 法人 (法 部 個 人)	家 計	国家と 占める 比率 (%)	独 占 率
	合 計	資本金 1億 以上	そ の 他	個 人 事 業 体 等				
e	f	g	h	i	j	k	l	
86,207	61,531	25,575	35,956	24,676	8,522	60,054		
51,058	39,381	21,777	17,604	11,677	407	—		
51,058	39,381	21,777	17,604	11,677	—	—		
22,975	16,035	8,479	7,556	6,940	—	—		
19,639	16,036	10,350	5,686	3,603	—	—		
8,444	7,310	2,948	4,362	1,134	—	—		
—	—	—	—	—	407	—		
17,482	9,638	1,399	8,239	7,844	8,094	60,054		
17,482	9,638	1,399	8,239	7,844	8,094	—		
17,482	9,638	1,399	8,239	7,844	—	—		
—	—	—	—	—	8,094	—		
—	—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	60,054		
17,668	12,513	2,400	10,113	5,155	21	—		
比 (%)								
42.9	30.6	12.7	17.9	12.3	4.2	29.9	29.7	
64.2	49.5	27.4	22.1	14.7	0.5	—	58.3	
78.3	60.4	33.4	27.0	7.9	—	—	52.1	
86.5	60.3	31.9	28.4	26.2	—	—	44.3	
66.7	54.9	35.2	19.7	11.8	—	—	62.8	
91.5	79.2	32.0	47.2	12.3	—	—	40.5	
—	—	—	—	—	2.8	—	86.3	
17.6	8.7	1.4	8.3	7.9	8.1	60.3	7.0	
45.6	25.1	3.7	21.4	20.5	21.1	—	15.2	
99.9	55.1	8.0	47.1	44.8	—	—	8.1	
—	—	—	—	—	38.9	—	21.0	
—	—	—	—	—	—	—	100.0	
—	—	—	—	—	—	100.0	—	
80.8	57.3	9.8	47.5	23.5	0.1	—	28.4	

銀行, 4公庫) の計。(2) 地方公共団体(非現業, 現業)特別地方公共団体を含む。
※ないもの。

第2表 所有者別素材形態別有形資産

摘 要		國家地方公共団体			
		総 額	合 計		公 有 ⁽²⁾
			合 計	國 有 ⁽¹⁾	
		a	b	c	d
有形資産総額	1	200,982	46,198	34,216	11,983
A 生産手段	2	79,574	28,108	24,576	3,532
I 個別的生産手段	3	65,217	14,159	12,189	1,969
a 狭義の労働手段	4	26,568	3,593	3,298	295
b 对象的諸条件	5	29,425	9,786	8,111	1,675
c 労働対象	6	9,225	780	780	0
II 社会的生産手段	7	14,357	13,950	12,387	1,563
B 消費財	8	99,555	13,925	5,565	8,360
I 社会的消費財	9	38,323	12,747	4,387	8,360
a 企業設備	10	17,506	24	12	12
b 行政設備	11	20,817	12,723	4,375	8,348
c 社会文化施設	12				
II 軍需品	13	1,178	1,178	1,178	—
III 個人的消費財	14	60,954	—	—	—
C 分類不能 ⁽³⁾	15	21,855	4,166	4,075	91
構 成					
有形資産総額	1	100.0	23.0	17.0	6.0
A 生産手段	2	100.0	35.3	30.9	4.4
I 個別的生産手段	3	100.0	21.7	18.7	3.0
a 狭義の労働手段	4	100.0	13.5	12.4	2.1
b 对象的諸条件	5	100.0	33.3	27.6	5.7
c 労働対象	6	100.0	8.5	8.5	0
II 社会的生産手段	7	100.0	97.2	86.3	10.9
B 消費財	8	100.0	14.0	5.6	8.4
I 社会的消費財	9	100.0	33.3	11.5	21.8
a 企業設備	10	100.0	0.1	0.1	0.1
b 行政設備	11	100.0	61.1	21.0	40.1
c 社会文化施設	12	100.0			
II 軍需品	13	100.0	100.0	100.0	—
III 個人的消費財	14	100.0	—	—	—
C 分類不能	15	100.0	19.1	18.6	0.5

(注) (1) 国の機関(非現業、現業)、公共物、政府関係機関、3公社、2
(3) 分類不能とは、棚卸資産のうち、生産手段と消費財の分類の出

想される現象である。したがって、中間層の拡大は、社会体制の差からくる若干の差異は認められるにしても、機械技術の発達や社会機構の変化に伴う一般的な現象であると考えることができる（一六〇ページ）と。

なお「検定番号1」の教科書も「全体としての新中間層は、資本主義体制のもとばかりでなく、社会主義体制のもとでも増大しつつあり、この層と大企業の労働者を基盤に、つぎに学ぶような現代の大衆文化が発展してきた」（一七六ページ）としている。さらに「検定番号6」の教科書は、W・W・ロストウの「経済生長の諸段階——一つの非共產主義宣言」（邦訳、五ページ）の表を収載している（一四七ページ）。ここまでくると人間の精神的側面と物質的側面との統一を無視し、物質的繁栄だけほころアメリカ社会の讚美論ともなりかねない。

その他の教科書は右のごとき端的な表現をとらないが、結局は技術の発達からだけ新中間層の拡大をみるから、生産手段の所有・非所有から生ずる搾取・被搾取、支配・従属の階級関係の本質が見うしなわれる仕組となっている。第一表からは直接的に「旧中間層の減少→近代化の進行」、「新中間層の激増→生活上」、「両現象から↓福祉国家⇨人民資本主義⇨民主社会主義」の表象を導きださすことは高校生にたいして容易なことであろう。しかし人間生活は精神的側面と物質的側面とのバランスを欠いては、「神がかりの国」ともなれば「アホウの天国」ともなる。かりに精神的側面（階級的連帯感や革命的精神の強弱、等々）を捨象して物質的側面だけを抽象することを許すとしても、そこには数量化のできない側面と数量化のできる側面とがある。社会的生活の保障条件や社会制度の差異などは比較の前提としての標準化も数量化も現状では不可能であらう。また「生活水準」というような概念の内容容は不明確であり、その数量化は一般に「所得水準」や「消費水準」を統計指標として用いているにすぎない。さらに「所得水準」にしても「国民一人当り所得」とすりかえられており、「消費水準」も物的消費財の購入量ない

し使用量にすぎぬば多い。これとても理論的批判に對えうるものはどれだけあるか疑問であるが、かりにこれらを許すとしても、昨今の資本主義弁護論は「客観的」ないし「事実に即し」と稱しているが、実は「統計指標概念」と「理論的概念」との混同またはすり替えの上に成立しているばあいの多いことに注目せねばならぬ。

アメリカ社会学の「階層」なるものは結局は、「社会的不平等のピラミッド体系」を特定の具体的指標によって量的に把握しようとする「技術的概念」であつて、「階級」(Class) という生産関係における客観的・本質的區別(生産手段の所有・非所有)を不可欠の基準とする「理論的概念」とは認識の次元を異にする。

もちろん「階級」なる理論的概念も技術的規定にまで特殊化することなしには、現実の社会階級を具体的数量的に捉えることはできない。しかしその場合も階級的視点を把持するか否かによつて、結果は異つてくる。たとえば日本の国富調査の結果についてこの点を見ることにしよう。

日本の国富調査については既に山田喜志夫氏が「国富概念と国富統計」¹¹⁾において、(一)素材的視点、(二)資本・非資本視点、(三)所有形態の視点、から一九三〇年と一九五五年の調査結果を比較しているが、本稿では一九五五年調査の「日本の国富」のうち、「国家と巨大資本(資本金十億円以上の法人、一九三社)」が、日本のすべての「生産手段」の五八・三%を所有している状況を示しておく。第二表のごとくである。¹²⁾(一九六三年末には資本金百億円以上が百社を越えた。やがて「国富調査」も「法人企業統計」も百億円台の会社を特出せねばならぬこととなるう)。

この第二表は一九五五年の日本の「国富」の構造的全体を示すと共に、日本の「国富」の決定的・重要構成要素である「生産手段」がどのような主体に直接的に所有されているか、を示している。この表で明らかなきとく、生産手段の直接的所有者としての個人事業体の比重は一四・七%にすぎない。それに比して「国家が三〇・九%、

「巨大資本」が二七・四％の生産手段を直接的に所有している。ところで国家や法人企業を単位要素とするこの統計は、個人を単位要素とする階級構成を直接的には示していない。そこで問題は国家および巨大企業の所有する生産手段の実質上の所有者は誰か、ということになる。

所有とは抽象的には人間が外的自然を支配することにはかならないが、民法二〇六条によれば「所有へ法令ノ制限内ニオイテ自由ニソノ所有物ノ使用、収益オコヒ処分ヲナス權利ヲ有ス」とある。国家および法人企業の生産手段について、そのような権利を実質的にもち、それを行使しうるものは特定の範囲の支配者層にかざられる。その実態については後に詳しく分析することとし、ここではそのような支配者層の支配下にある国家および巨大企業の生産手段を使用して働く雇用労働者が、生産手段の実質的所有者ではない、ということを描きしめれば足りる。

もちろん国民大衆の絶対多数はそれぞれの限度において消費財を私的に所有しているが、自己の労働力と結合して労働しうる生産手段を所有していないがために企業や国家機関等に賃労働者として働くのである。問題は消費財の所有ではなく、「生産手段」を所有しているか否かにある。このことが階級区分の基本的基準である。「倫理・社会」の若干の教科書(検定番号、3, 7, 10)が指摘しているように、生産手段を所有せず、企業や官公庁に雇われ、賃金をえて生活するという点では、いわゆる新中間層は労働者階級とまったく同格である。したがって両者の収入額が接近し、支配者層への上昇転化の可能性に限度のあることが意識され(後述のごとく新中間層の上昇階段は途中で切斷されている)、精神労働が肉体労働より高級だとする虚偽意識が消失するにしがたがって、いわゆる新中間層は労働者階級内の特殊階層にすぎないことが客観的にも意識的にも、ますます明白となるであろう。

しかし支配者層としては、いわゆる新中間層の独自性を強調し、それが労働者階級とは別ものであるかのごとき

差別的諸制度を設け、さらにその下部に未解放部落民や在日朝鮮人を温存し、「下みて暮せ」という差別意識を維持する分裂政策を強化するであろうが、労働者階級としては、生産的労働者層を中核として労働者諸階層を結集・統一し、有効な階級闘争を発展せしめうるならば、いわゆる新中間層も労働者階級の特長部分にすぎないという本質的關係を曝露し、いわゆる新中間層も労働者階級としての階級意識を強化しうるものと考えられる。

- (1) 世界科学者連盟「科学者憲章」民主主義科学者協会訳、一九五四年刊。
- (2) 一八七五(明治九)年の身分構成は「統計集誌」創刊号一八八〇年十一月刊をみよ。さらに時系列資料としては内閣統計局編「維新以後帝國統計材料彙纂」等をみよ。
- (3) 金融寡頭支配の現状については、人事興信所「財界家系図」一九六二年末刊の整理によって後に証明する。部落民については、井上瀆「改訂・部落問題の研究」一九六四年刊、在日朝鮮人については、月刊「朝鮮資料」、二月、三月号をみよ。
- (4) アメリカ社会学については文献過多でいちいち見きれないが、早瀬利男・馬場明男共編「現代アメリカ社会学」一九五四年刊、日本社会学会編集委員会編「現代社会学入門」一九六二年刊、および東京大学出版会「講座・社会学」(全九巻)等を含めればほぼ概観しえよう。なお、早瀬利雄「社会学批判」一九四九年刊は、古典的ではあるが、アメリカ社会学の批判として、たいへん参考になる。

(5) 野崎治男「階級概念の論理的性格」(1)立命館大学人文科学研究所紀要、第八号、一九六〇年三月、(2)同紀要、第十二号(一九六二年三月)。

- (6) 野崎治男「成層の普遍的必然性にかんする機能理論の抽象性」社会学評論、第三八号。
- (7) 近代日本教育制度史料、第十八巻、五〇—一五〇三ページ。
- (8) 同右史料、第十八巻、五〇八—五一〇ページ。
- (9) 宗像誠也、「教育と教育政策」一九六一年刊二二—三三ページ。
- (10) 黒川俊雄、「新中間層の諸問題」「思想」一九五七年八月号、所収。
- (11) 山田喜志夫、「国富概念と国富統計」、同学院「政経論叢」第二巻第一号、(一九六三年一月)所収。
- (12) 第二表での(a)「狭義の労働手段」には、機械及装置、船舶、車輛及運搬具、器具及備品、家畜及家禽、を、(b)「対象的諸条件」には、建物、構築物、建設仮勘定、(c)「労働対象」には生産的企業の棚卸資産のうち原料、仕掛品及半製品、を含めた。

「社会的生産手段」には、公共および非営利企業の有形固定資産のうちの構築物をとった。営利企業の構築物に含まれる別荘部分は無視した。「社会的消費財」とは一定条件の下に不特定多数人が不生産的に消費する消費財を意味する。その(9)「企業設備」には卸売小売業、金融保険業、不動産業、営利サービス業を含めた。

なおこの国富統計には、土地、天然資源、および無形資産は含まれていない。なお参考までに、法人企業については、産業別に、全法人企業および資本金十億円以上の巨大企業にかんし、「注の表1」をつけておく。

〔注の表1〕 1955年・産業別資産項目別法人企業資産評価額（非営利を含まず）

（単位：億円）

項 目	全産業	(生産的部門内訳)								不生 産的部門 小 計	(不生産的部門内訳)				
		生産部門 小 計		農林業	水産業	鉱 業	建設業	電気業	運輸通信 その他公 共事業		卸 小売業	金 保 險 業	不 動 産 業	動 業	営 利 サ ー ビ ス 業
		a	b												
全 法 人 企 業	推定法人数	1	357,272	135,322	3,523	1,286	668	16,070	109,007	5,768	220,950	118,737	13,544	4,698	21,976
	資産総額	2	61,531	43,738.2	41.3	436.6	1,915.8	1,443.8	26,013.3	13,887.4	177,93.2	14,004.5	1,708.5	434.7	1,645.5
	対象の諸条件	3	—	16,035.8	9.3	66.2	969.0	160.1	7,042.0	7,789.2	—	—	—	—	—
	労働手段	4	—	16,034.9	9.1	244.5	619.8	364.7	9,063.6	5,713.2	—	—	—	—	—
	労働対象	5	—	7,309.5	9.6	13.2	135.0	816.8	6,307.1	27.8	—	—	—	—	—
	土地面積(単位:百万坪)	6	1,633	1,458.6	383.2	1.1	236.3	7.2	613.8	217.0	174.0	58.2	36.5	73.2	5.1
資 本 金 10 億 企 業 上 業	推定法人数	1	193	147	—	3	10	—	102	32	46	11	28	2	5
	資産総額	2	25,575	23,867.4	—	248.7	1,003.7	—	11,522.6	11,081.4	1,707.7	572.5	850.2	14.8	270.2
	対象の諸条件	3	—	10,349.8	—	26.9	453.7	—	3,128.8	6,740.4	—	—	—	—	—
	労働手段	4	—	8,479.1	—	154.1	310.5	—	3,985.3	4,029.1	—	—	—	—	—
	労働対象	5	—	2,947.7	—	7.1	98.9	—	2,819.2	22.5	—	—	—	—	—
	土地面積(単位:百万坪)	6	843	824.4	—	0.3	175.1	—	480.2	168.8	18.8	0.9	16.9	0.02	1.0

(注)

* 全規模の産業別の棚卸資産中の原料・仕掛品の比で推定。

資料：経済企画庁、「昭和30年国富調査・法人資産調査報告」（昭和32年刊）により算出。